

〈論 文〉

# フランスの労働争議強制仲裁制度の軌跡

——人民戦線衰退過程の労使関係政策——

向 井 喜 典

目次

はじめに

- 1 労使関係の暗転と争議調整課題の推転諸契機
- 2 労働争議強制仲裁制度の実施機構と賃金調整
- 3 賃金抑制機構への変容過程と高等仲裁裁判所
- 4 労働争議強制仲裁制度の終局面の歴史的位相

おわりに

はじめに

各国の社会政策の展開様式が労働基準の保障と労使関係の規制を法定してきた歴史過程のなかで、労働争議強制仲裁制度が担う役割は、賃金決定をめぐる労使間の自主的な団体交渉機構へ法定手続による仲裁裁定の執行を通して、労働争議の和解を強制するために政府が介入する独自の位置と性格をもっている。この制度を運用して政府が労使双方の利害関係を調整した経験を国際比較する視座から見逃せない例証の一つを、1930年代の世界経済恐慌期にフランスで経験された労使関係政策の推転過程に見ることができる。それは、政府がこの制度を導入しようとする政策意図に対して、19世紀末から労働組合運動が、

---

キーワード

労働争議強制仲裁制度 賃金抑制機構 高等仲裁裁判所 ストライキ規制措置  
ダラディエ＝レノー政令

それを労働者のストライキ行為に政府が支配介入する政策である強硬に反対していた伝統をもつフランスで、1936年6月に成立した人民戦線内閣の政府法案が議会を通過して、同年末に公布された労働争議調停仲裁法 *Loi 31 decembre 1936 sur les procedures de conciliation et d'arbitrage dans les conflits collectives du travail* に基づいて、労働争議強制仲裁制度が創設された役割と、それをやがて致命的な方向へ変容させた堆転過程が導いた帰趨についてである。

本稿では、この法定制度を運用した賃金調整と労使関係規制の仲裁裁定の執行が、労使関係の動態を団体協約制度で規制する社会政策として法で保障された役割から恐慌下で乖離した軌跡に、フランスの人民戦線運動が衰退する過程にともなって、社会政策の展開様式を制約した暗転諸契機が導いた動態の見逃せない典型的な政策経験の表象を見いだしたいと思う。

## 1 労使関係の暗転と争議調整課題の推転諸契機

フランスの労働争議強制仲裁制度が成立した過程については、往年の拙稿で確かめたことがある<sup>1)</sup>。この制度が法定された1936年は、20世紀世界に最大の規模と深度で未曾有な長期にわたった世界経済恐慌の衝撃が、第2次世界大

---

1) 拙稿「現代フランス労働政策史の一画期——人民戦線のもとでの強制仲裁制度の成立過程——」、京都大学『経済論叢』第76巻2号、1955年、所収で考察したことがある。それは、45年前の習作であるが、思いがけなく過分にも、東京大学『史学雑誌』第65巻5号、1956年の特集「1955年度の歴史学会の回顧と展望」のなかで、同稿を当該年度のフランス現代史の「特色ある業績」の一つとして懇切なご紹介をいただいたことなどを、厚く感謝して思い出す。

社会政策の歴史認識の方法との関連では、戸木田嘉久教授が、同稿「戦後労働運動と経済学——若干の論争史ノート（上）」、『経済』2000年10月号、所収のなかで、「社会政策本質論争について、より詳しくは、向井喜典「戦後社会政策論の軌跡」、『季刊労働法』別冊第5号『社会政策』、1979年5月を参照」（所収誌130ページ）と、過分なご紹介をしてくださったことに厚く感謝したいと思う。また、社会政策論の最近の研究動向のなかで「地域社会政策論」という構想を提起されている堀内隆司教授も、同稿「戦後社会政策論争についての一試論」、『下関市立大学論集』第41巻3号、1998年、所収のなかで、諸先学の代表的な諸論著とならべて拙稿にも論及してくださっている。

戦前夜のファシズムを国際的に台頭させた歴史的激動状況のなかであった。そして、フランスでは、恐慌下で国内外からのファシズムの脅威に対抗して、第三共和制フランスの議会政治に民主主義的自由の理念を再生させるために、労働組合運動の長年にわたった分裂に制約されて鬱積していた労働者の生活防衛の諸要求を結集して、広範な中産階級の諸要求と社会的に連帯する人民戦線運動が首都パリを中心に経験された歴史的激動状況の時期であった。

同年6月4日には、フランス社会党の党首レオン・ブルム Léon Blum を首相とする人民戦線内閣（以下、人民戦線ブルム内閣と呼ぶ）が、同年春の下院総選挙の結果に基づいて恐慌下で成立した。それは、首相ブルムが主宰するフランス社会党から社会・経済政策を主管する閣僚が入閣して、農民層や都市中間層を主要な支持基盤とする中産階級の政党で第三共和制フランスの議会政治を伝統的に代表してきた急進社会党（以下、急進党と略す）から、党首エドゥアール・ダラディエ Edouard Daladier が副首相となって外交・国防政策を主管する閣僚が入閣した内閣であり、社会共和同盟からも入閣した。さらに、人民戦線運動による多数者の社会的連帯過程を画期的な戦術転換によって主導したフランス共産党と、同党の指導下にあった労働組合全国中央組織である Confédération Générale du travail Unitaire - CGTU が、同年3月初旬の全国大会で復帰して、労働組合運動の再統一過程を体現したフランスで最大の労働組合全国中央組織である Confédération Générale du Travail - CGT が、政治社会状況の民主主義的革新とフランス経済の恐慌局面から脱出する課題をめざして緊密に閣外協力した連合内閣であった。そして、人民戦線運動の共同綱領である「人民連合綱領」 Programme du Rassemblement Populaire に集約された制度的政策要求を実現する課題を政策規範として、社会改革と経済回復の同時達成をめざす首相ブルムの施政方針を、6月6日午後の下院で圧倒的多数の賛成をえて議会で信任された内閣である。そうではあるが、この内閣の社会・経済政策によってもフランス経済が深刻な恐慌局面から脱出できなかった状況のなかで、政府が11月27日に下院へ提出した法案を議会が可決して同年末に法定されたのが、フランスの労働組合運動にとって19世紀末から有力な反対感情の対象となっていた労働争議強制仲裁制度の創設である。

人民戦線ブルム内閣がその法定制度を導入する必要を余儀なくされた政策判断は、前掲拙稿で確かめたように、工業生産が容易に回復しないで、大量な海外逃避資本の還流を期待して、金本位制をすでに離脱していたポンドとドルに通貨並列化するために9月25日の「三国通貨協定」に基づいて、同年10月1日通貨法で実施した本位貨フランの金本位制離脱と平価切下げ政策の効果も空しく、同年夏から消費者物価が急上昇した傾向をはじめとする経済過程から深刻な障害が累増していた状況のなかで、それと連動して同年秋から熾烈になった経営者団体の反労働組合活動が労使関係の緊張状況を激化させて、労働争議の長期化を嫌悪する都市中間層や農民層の離反傾向を各地で急速に広げさせていた状況と深く結びついていた。さらに見逃せない政策推転過程の契機となった要因は、労働組合運動の当面する課題について9月25日に開かれた CGT 全国評議会で、人民戦線ブルム内閣の労働争議調整制度の運用に協力しない経営者団体の対応様式を規制するために、従来から主張されていた方式よりも「強力で…効果的な斡旋手段」を創設される必要があると決議して、労働争議強制仲裁制度の導入を政府に提案した立法要請である。なかでも重要な動因は、その決議と立法要請が、従来は一貫して労働争議に支配介入する政府の政策に対して最も強硬に反対していた CGT 左派の旧 CGTU 系幹部の主導によって実現されたことであった<sup>2)</sup>。それは、CGT が結成されていらい過去40年来の有力な伝統であった労働争議強制仲裁制度の導入に反対する方針からの重大な転換であるが、CGT 書記長レオン・ジュオー Léon Jouhaux が後に書いているように、「理論的ではなく実践に基づく考慮<sup>3)</sup>」に発した方針転換であった。

ヨーロッパの国際関係が隣国ドイツのナチスに侵犯されて破局的に緊張する環境のなかで、CGT の指導部も、人民戦線ブルム内閣の社会改革と経済回復

2) 東京大学『史学雑誌』第65巻5号の前掲特集に、「人民戦線政府下の労働政策を問題とした向井喜典「現代フランス労働政策史の一画期」(『経済論叢』76-2)では、従来国家権力による労働争議行為に対する支配介入をもっとも強硬に反対しつつあった CGT 左派が、資本家階級の反撃と争議の結果生じた労働者と中間層との分裂に対する自己防衛として、強制仲裁制度の創設を政府に要請するに至った過程を分析」したと書かれていた。この原点から再出発する。

3) Leon Jouhaux, *L'arbitrage obligatoire. Conférences de l'Institut Supérieur Ouvrier*, N 14, Paris, p. 11, 1937.

の同時達成をめざした政策が失敗して、反動的な内閣が政権に復帰する懸念を憂慮していた。それ以上に深刻な課題は、同年5～6月の労働者の「工場占拠」をともなう全国各産業部門の多くへ急拡大した未曾有な全国的大ストライキの過程で、大量に組織された青年層を主力とする労働組合の規律も熟知しない労働者の衝動的で非組織的なストライキの長期化傾向が、経営者団体の熾烈な反労働組合活動に触発されて、都市中間層や農民層の離反傾向を各地で急速に広げさせていた状況であった。そして、そうした状況のなか、ストライキ労働者が孤立化して労働組合運動が衰退する過程を緊急に回避する必要であった。

首相ブルムは、こうした状況のなかで、労使双方の自律的な集団的合意によってストライキの激化を急速に鎮静させる必要を課題として、同年10月1日通貨法の第15条で有効期間6ヵ月間に限定して政府に授權されていた強制仲裁制度を実施するデクレ（政令）の発令権を行使しないで、9月14日から、経営者団体全国中央組織である *Confederation Generale des Patrons Francaise - CGPF* と労働組合全国中央組織である *CGT* の各代表団を首相官邸オテル・ド・マティニオンへ招いて、労働争議収拾交渉の会談を進めていた。それは、人民戦線ブルム内閣が施政方針を議会で信任された翌日の6月7日午後、首相ブルムが労使双方の各全国中央組織の代表団を首相官邸に招いて主催した労働争議収拾交渉の会談で、同日深夜に調印された労使協定である「マティニオン協定」*L'accord Matignon* の締結と同様な方式で、労働争議強制仲裁制度の導入を規定する労使協定の締結を首相が期待した労使交渉会談であったが、*CGPF* の代表団が人民戦線ブルム内閣の政策意図に対する敵意を公然と表明していた。

最近の拙稿でも書いたように、この6月7日深夜の「マティニオン協定」の締結は、世界最初の週賃金減額をともなわない週40時間労働制の法的確定 *Loi du 22 juin 1936 instituant le semaine de quarante heures dans les establishments industriels et commerciaux fixant la duree de travail dans les mines sauterraines.* と、年次2週間のヴァカンスの権利を保障した世界最初の年次有給休暇法 *Loi du juin 1936 instituant un conge annuel paye dans l'industriels, le commerce, les professions liberales les services domestiques et l'agricultures* の制定をはじめとする社会政策の画期的な制度改革の相次ぐ実現過程を導いて、7月末の議会の夏

期休会までに133の政府法案が議会を通過している<sup>4)</sup>。

本稿で考察する対象との関連では、その過程の重要な一環として6月24日に公布された団体協約制度改定法 *Loi du 24 juin 1936 modifiant et complétant le chapitre IV bis du titre II du livre 1<sup>er</sup> du travail: de la Convention collective du travail* が、各産業部門の「最も代表的」*plus représentative* な職業団体を団体協約締結権をもつ労使両当事者とするという資格要件を法定して、団体協約がもつ効力を当該協約の適用対象である企業を含む同一職業または同一地域で雇用関係にある労使双方の全員に拡張適用する一般的拘束力の規定を導入したことなどで、労働組合の団体交渉権の画期的な拡張を法で保障して、団体協約の締結件数が著しく急増していた。また、CGT に加入する労働者数も同年5～6月の未曾有な全国的規模での大ストライキの過程を通して飛躍的に増大していた。これらの諸改革に対抗して「経営者の権威」を再建する経営者団体の対応様式が、「マティニオンへの復讐」*Revanche á la Matignon* をめざす大企業経営者と中小企業雇主層との全国的な大連合を結成するために、同年8月に、従来は大企業経営者の関税や税制などの経済問題に活動範囲を限定していた全国中央組織である *Confederation Generale du Production Francaise - CGPF* を、中小企業雇主層も糾合して社会・労働問題に対処するために前掲した *CGPF* へ改称した。そして、「マティニオン協定」に調印した穏健派の会長ルネ・デシュマン *René Dechmin* が引責辞職して、反労働組合主義の論説で著名な財界誌の編集長であるクロード＝ジョセフ・ジニュー *Claude-Joseph, Gignoux* を10月8日に新会長に迎えて、注意深く準備されて強力に指導された反撃の諸活動を熾烈に展開した。*CGPF* の熾烈な反労働組合活動に対抗して *CGT* の指導部が、労働組合運動の孤立化を回避するため自己防衛策として実現したのが、9月25日の *CGT* 全国評議会の決議と労働争議強制仲裁制度の立法要請である。

- 4) 拙稿「大恐慌期フランス社会政策の改革と障害——人民戦線ブルム内閣の政策経験——」、大阪経済法科大学『経済学論集』第23巻2号、故振津純雄教授追悼号、2000年、所収で、それらの政策経験がもった歴史的位相について考察した。この拙稿も、戸木田嘉久教授から、同稿「構造的失業の今日的意味を探る」、『労働運動』2000年8月号、所収のなかで、「雇用・失業問題にかかわる制度的政策要求」の国際的に先駆的な政策経験の例証として、過分なご紹介をしていただけたことに、厚くお礼申し上げて、ご期待に添いたいと思う。

CGT の指導部は、「人民戦線内閣からの援助をによる労働争議強制仲裁制度を通して、ストライキなしで自分たちの目標を達成したいと願っていた」ので、CGT の解釈では、「その制度のもとでストライキは非合法になるのではなく、最終手段の武器と見徹されるものであった<sup>5)</sup>」と、この問題をめぐる歴史研究の古典に書かれている。9月25日のCGT 全国評議会で、消費者物価の急上昇傾向に対処するために賃金スライド制を団体協約の必要記載事項とする法の制定と、労働者の「工場占拠」を防止するために、ストライキがおこなわれている企業を政府の監督のもとに置いて閉鎖する「中立化」措置を導入する法の制定も要求して、政府はその要求を法案に組み入れたが、経営者団体からの反対が強く議会を通過しなかった。この時期は、7月18日からのスペイン内戦を焦点としてヨーロッパの国際関係が破局的に緊張する環境のなかで、急進党が主導して8月8日に閣議決定されたスペイン内戦「不干渉」政策をめぐって、人民戦線の政党連合の内部に軋轢が先鋭化した時期であり、その深刻な波紋が労働組合運動の全面にわたって投影しはじめていた時期でもある。そうした状況を、「ある政治家がそもそもジレンマに陥っているとすれば、それは1936年秋のレオン・ブルムその人であった<sup>6)</sup>」と、その研究史の古典に書かれている。

首相官邸で難航を重ねていた9月14日からの労使交渉の会談は、ようやく11月26日に最終協定に労使双方の代表団が調印する運びとなったが、調印予定時刻の2時間前に、CGPF の会長ジニューに率いられた代表団が会談から脱退すると声明して決裂した。その最終協定案の内容は、CGT と CGPF の両代表団から構成された9つの小委員会ではほぼ合意されていたが、CGPF の代表団が会談から脱退した理由は、最終協定案の前文に財産権を尊重する規定が明記され

5) Joel Colton, *Compulsory labor Arbitration in France, 1936-1939*, p.37, Kings Crown Press, Columbia University, New York, 1951. 同書は、公刊後半世紀に近くなるいまも、この問題について社会経済史の視座から包括的に解明された研究史の古典として欧米諸国の研究者の間で評価が高く、日本の関連分野の研究者にも周知な名著である。本稿で考察する内容も、同書とその「日本語版への序文」から学びえた内容に多くを負っている。その訳書に、ジョエル・コルトン著、向井喜典監訳、岩村等、小宮山直子ほか訳『フランス労働争議強制仲裁制度、1936年～1939年』大阪経済法科大学出版部、1998年がある。

6) J. Colton, *op.cit.*, p.34. 前掲訳書35ページ。

ていないということであった。この財産権の尊重という要求は、ストライキがおこなわれている工場の「中立化」措置を議会に提案した政府法案に、CGPFが強硬に反対した理由とも共通していて、「経営者の権威」を再建するためにストライキが長期化する責任を人民戦線ブルム内閣に負わせようとする対応様式を表象していた。労使双方の自律的な集团的合意によって労働争議強制仲裁制度を導入しようとする首相ブルムの期待が全面的に破綻して、首相ブルムが、余儀なく、その最終協定案の内容に基づいて翌27日に下院へ提出した政府法案を、下院の労働委員会で「労使双方の利害関係を国民のより高度な利益と調和させる<sup>7)</sup>」ために必要な手段であると歓迎されたのが、やがて議会を通過して同年12月31日に公布された労働争議調停仲裁法である。

本稿で考察する対象は、フランスの労働争議強制仲裁制度が同年12月31日に公布された労働争議調停仲裁法に基づいて成立した役割を、やがて致命的な方向へ変容させた政策推転過程が導いた帰趨についてである。人民戦線ブルム内閣は、やがて経済過程から累増した致命的な障害に耐えきれなくなって、組閣後一貫する政策規範であった「人民連合綱領」に準拠する社会・経済政策を「休止」すると、翌1937年2月13日に首相ブルムが公式声明して、人民戦線の政党連合の分裂を回避するために6月22日に総辞職した。さきに見たように、1936年末の労働争議調停仲裁法の成立過程それ自体が、そうした方向へ人民戦線運動が衰退する過程の初期の局面を表象した政策経験であったといえよう。考察する内容は、そのためにも、フランスの労働争議強制仲裁制度が労働組合の立法要請に支えられて創設された時期に、その法定手続による賃金調整と労使関係規制の調停と仲裁の実施機構が担った役割に注目してはじめる必要がある。

## 2 労働争議強制仲裁制度の実施機構と賃金調整

フランスの労働争議強制仲裁制度は、往年の拙稿で書いた内容をさきに確認したような過程をたどって、1936年12月31日に公布された労働争議調停仲裁法

7) *Ibid.*, p.44. 訳書45ページ。



に基づいて成立した。同法は、その基本的な原則を、「商工業におけるすべての集团的労働争議はストライキとロックアウトに先立って調停と仲裁に付託されなければならない」と、第1条で法定している。同法の適用対象範囲は、同年10月1日通貨法の第15条で有効期間を6ヵ月間に限定して政府に授権されていた賃金決定をめぐる労働争議を強制仲裁する対象部門よりも広く、農業労働争議に対しては保守的な異論が強かったので適用対象外とされたが、フランスの商工業のすべての部門にわたって労使双方の利害関係を政府が介入して調整するために、法的強制をともなう労働争議調停仲裁制度の成立である。法の有効期間は、開会中の議会が会期末を迎える時期までの6ヵ月間に限定された。

政府法案が議会で審議された過程で、政府が法定手続に従って労働争議を強制仲裁する原則それ自体については、下院でも上院でも異論がなかった。政府法案の内容は、同年6月24日に公布された団体協約制度改定法の施行細則を定めた7月3日の労働省デクレによって、労使双方の県レベルで「最も代表的」な聴業団体（CGT 県支部と県商工会議所）から選出された各同数の委員で構成され、県知事が議長となる労働争議調整機関として全县に設置されていた県調停労使合同委員会へ、この段階で調停が成立しなかった場合には、政府による調停仲裁手続へ、すべての労働争議を付託することを規定した。議会審議の過程で批判の対象となった争点は、県調停委員会で議長となる県知事の職権から政府が選任する仲裁人と審判人の職権にわたるすべての段階で、政府が国民経済の動態を行政の管理のもとに置こうとしているということであった。それ以上に厳しかったのは、人民戦線ブルーム内閣が労働者側の代表権を CGT に独占させようとしているという非難であった。「マティニオンへの復讐」と「経営者の権威」の再建をめざす CGPF の対応様式がどうであれ、ストライキが長期化する社会的緊張状況を防止するために、労働争議強制仲裁制度を創設する必要が、議会では圧倒的多数の議員によって合意されたのである。

公布された労働争議調停仲裁法は、その調停仲裁手続を、労使の両当事者の自発的な集团的合意に基づいて団体協約の必要記載事項として明記されなければならない、それを自発的に達成できなかった場合に、フランスの現行法の枠内で、政府がデクレによって法の実施機構を組織する権限を賦与された公的機関

に援助を求めることを法定した。ここでも重要な制度的要件は、同年6月24日法によって画期的に改革された団体協約制度が担う役割との関連であった。さき書いたように、同法は、団体協約の締結権をもつ労使両当事者の資格要件を画期的に改革して、団体協約の効力を適用拡張させる一般的拘束力の規定を導入した法規定をはじめとして、労使双方の自律的な集団的合意に基づく全般的な協約体制の形成をめざしていた。労働争議調停仲裁法は、それを補完する方向で、政府が選任する仲裁人に、制定法または法的形式に制約されないで、労使両当事者の利害関係に対して「友好的な調整者」として仲裁裁定できる無制限な自由裁量権を賦与して、裁定の背後にある理由を説明して公表することを義務づけた。そして、仲裁がめざす目標を、「雇用のあらゆる場において、協調、および、経営者側と労働者側が相互に権利を尊重する雰囲気醸成できるように、労働条件の衡平な規制」を実現することに求めた<sup>8)</sup>。それは、経営者側が要求していた財産権の尊重、および、労働者の団結権、人格の自由、働く権利を守るために他者からの干渉の排除、労働組合に加入または加入しない権利の衡平性の確保を仲裁裁定の目的とする法規定であり、裁定された内容は強制的であって上訴できないと法定された。この「衡平性の確保」という原則を指導理念として、団体協約制度が担う役割を補完する方向で、労働争議を政府が強制的に和解させるための法定手続が確定されたのである。

労働争議調停仲裁法の実施機構は、同法の施行細則を定めたデクレを人民戦線ブルーム内閣が翌1937年1月16日に発令して創設された。その実施機構は、当該争議の労使両当事者間の自律的な集団的合意に優先権を与えて、労使双方が各県、各産業部門、そして、全国という三つの段階でもっている組織に照応するように、それぞれ三つの段階で設置された。その第1段階は、前年6月24日に公布された団体協約制度改定法の施行細則によって、全県に設置されていた県調停労使合同委員会を改組して、労使双方の各県組織から選出された同数の委員で構成され、県知事または代理人が隣席する県調停委員会である。この段階で4日間以内に調停が成立しない場合には、当事者の一方または知事が発議して、労使両当事者が加盟している当該産業部門の各上部団体から選出された

8) *Ibid.*, P.47. 訳書48ページ。

同数の委員で構成される合同（産業）調停委員会に付託する。そして、この第2段階でも4日間以内に調停が成立しない場合には、第3段階、すなわち、当該産業部門で労使双方の「最も代表的」な職業団体が加盟している各全国中央組織から選出された同数の委員で構成され、当該争議と密接に関連する管轄権をもつ国務大臣または代理が議長となる全国産業間調停委員会に付託する、という三段階構成である。さらに、この調停手続の最終段階でも調停できない場合に、労使両当事者の自立的な集团的合意に基づいて政府が法定手続に従って執行する強制仲裁に付託することになった。それは、全国産業間調停委員会が単独の仲裁人または2名からなる仲裁委員会を選出するように労使両当事者と協議して、2日間以内に合意が成立しない場合には、当該争議と関連の深い管轄権をもつ国務大臣が、労使双方の各全国中央組織が合議して政府に提出する共同名簿に基づいて仲裁人を選定する制度であり、仲裁裁定の内容は上訴できない強制を法定されていて、仲裁人を3日間以内に選定できない場合には、首相がその共同名簿に基づいて審判人を選定する制度である。そのために必要な共同名簿も、労使双方の各全国中央組織であるCGTとCGPFの代表者が1937年初頭に会合して作成された。政府はこの共同名簿に基づいて、著名な裁判官や、大学の法学と経済学の著名な教授、および、国家の最高機関であるコンセイユ・デ・タ Conseil de Etatなどの現職の高級官僚と退職者を仲裁人に選任した。

労働争議強制仲裁制度が実施される過程で、なかでも重要な争点は、前年夏から消費者物価が急上昇した傾向が、「マティニオン協定」をめぐる未曾有な全国的大ストライキの過程で実現された賃金水準の大幅な増額を無効にさせていた状況のなかで、生計費の増高と賃金額を調整する調停と仲裁の内容であった。仲裁裁定の内容は、各県で地方生計費委員会が算定した労働者の4人家族の標準生計費に基づいて、各県ごとに個別の生計費指数を計測して裁定の基礎としたが、この委員会を設置していない県もあり、統計学者などの専門家がほとんど含まれていなかったため、消費者物価の変動率の算定と標本抽出の方式もさまざまであった。そうした不備な状況のなかで、賃金額の全面的調整か、部分的調整か、また、裁定内容が遡及効果をもつとすればどの時点までか、さら

第1表 生計書に対する賃金調整方式

1. 生計費の上昇に対する賃金調整の要求	99
付与—全面的調整	9
付与—部分的調整	88
拒否	2
2. 遡及効に対する要求	78
付与—さまざまな度合い	56
拒否	22
3. 将来の調整のための賃金スライド制の要求	17
付与—自動的賃金スライド制	0
付与—制限付き賃金スライド制	7
拒否	10

〔出典〕

Joel Colton, *Compulsory Labor Arbitration in France, 1936-1939*, p.75 — King's Crown Press, Columbia University, New York, 1951. その訳書、ジョエル・コルトン著、向井喜典監訳、岩村等、小宮直子ほか訳『フランス労働争議強制仲裁制度、1936年～1939年』77ページ、大阪経済法科大学出版部、1998年、77ページ。

に、労働組合の賃金スライド制要求にどのように対処すべきかという問題に、仲裁人は直面せざるをえなかった。その全般的な傾向としては、1937年1月から5月にかけての最初の200件の裁定について、第1表に見るように、生計費の増高にともなう賃金額の全面的調整を拒否して、部分的調整に同意し、裁定内容になんらかの形で遡及効を与えとしても、将来の調整に備えて自動的な賃金スライド制を裁定として容認しないことが、仲裁人の大多数に共通する見解となっていた。最も早い時期の仲裁裁定として著名な1937年2月7日にパリ大学法学部のウィリアム・ウワリッド William Oualid 教授が仲裁裁定された裁定書では、こうした傾向を代表して次のように書かれている。

「生計費がかなり上昇したという事実によって賃上げ要求は正当化されるけれども、小売物価と賃金との即座の、しかも、完全な連動を容認することは不可能であろう。もし容認すれば、経済は営業活動と両立しない不安定な状況に

追い込まれるであろうし、賃金額と小売物価の永遠に絶え間なく続く競争に突入するであろう。……労働者が真っ先に打撃を受けるインフレーション状況が発生するであろう。というのは、賃金額がいくら頻繁に改定されようとも、賃金の増額は小売物価の騰貴よりもかなり遅れることになるからである<sup>9)</sup>」と。

仲裁裁定書のなかには、賃金と物価の悪循環という懸念を否定して、低収入の労働者に高い賃金額を与える必要を主張する裁定書もあったが、仲裁人の大多数は、ウワリッド教授の裁定書と同様に、国民経済にとっての利害について過度な慎重さとインフレーションを予防するための極度な懸念とに支配されていて、生計費指数が示す上昇率と同じ程度に賃金の増額を仲裁裁定する裁定書はほとんどなかった。「雇主の権利という第二次的な要因」も重視されていて、「多くの場合に労働者に対する公平さという結果に終わったことは確かである<sup>10)</sup>」と、この分野の研究史の古典に書かれている。折から、1月11日に、国民経済大臣シャルル・スピナス Charles Spinasse が、輸入原料価格の上昇と賃金の増額との二要因によって、「平価切下げ政策による通貨の並列化の枠内にわが国の物価を抑えるという問題を提起している<sup>11)</sup>」と主張していて、消費者物価の急上昇傾向にともなう労働者の賃金要求を牽制していた時期であった。続いて2月13日には、首相ブルムが、公務員の給与引き上げ要求に対して、「休止の一時期が必要である。……僅かな期間で導入された大規模な社会改革と通貨並列化の同時性が、民間経済を全く新しい諸条件のもとに陥れて、その均衡がまだ強固なものでないために、民間経済はなおも脆弱な回復過程にとどまっている<sup>12)</sup>」と公式声明した。それは、組閣後一貫する政策規範であった「人民連合綱領」に準拠する社会・経済政策を「休止」する政策転換の声明であった。こうしたフランス経済の恐慌局面で、人民戦線運動が衰退する状況と連動したのがフランスの労働争議強制仲裁制度の実施過程である。

9) ウワリッド裁定、1937年2月7日、*Journal Officiel, Annexe Administrative*. 1937, pp. 626-27.

10) J. Colton, *ibid.*, p. 79. 訳書81ページ。

11) Charles Spinasse, *Bulletin Quotidien*, 11/1/1937

12) Cite, Georges Lefranc, *Histoire du Front Populaire*, p. 229, Payot, Paris, 1965.

### 3 賃金抑制機構への変容過程と高等仲裁裁判所

人民戦線ブルム内閣は、同年3月初旬から破局的に激増した大量な資本の海外逃避に耐えきれなくなって、政府財政危機を打開するために議会に提出した財政全権委任法案が、下院を通過しているながら、上院で急進党を代表する右派のジョセフ・カイヨー Joseph Cailloux が率いる上院財政委員会で度重ねて妨害されたので、経済回復への方途を見失った首相ブルムが、急進党の離別による人民戦線の政党連合の分裂を回避するために提唱して、6月22日に総辞職した。

急進党が人民戦線運動から離脱する動向は、前年8月8日に閣議決定されたスペイン内戦「不干渉」政策が、9月8日にロンドンで25カ国が参加する国際不干渉委員会を発足させただけにとどまって、スペイン共和国の人民戦線内閣の不利、反人民戦線派のフランコ側の反乱の有利に終わっていた時期に、同年10月中旬に開かれた同党の全国大会で、議題には採択されなかったが、右派からの動議としてすでに有力に現れていた。そして、人民戦線ブルム内閣が、ヨーロッパの国際関係が破局的に緊張する環境のなかで、経済過程から累増した致命的な障害と議会の保守派の牙城である上院からの重圧に耐えきれないで総辞職した1936年6月は、前年12月31日法で有効期限を6ヵ月間に限定して導入された労働争議調停仲裁制度の法定効力の終期と、前年6月24日の団体協約制度改定法に基づいて締結された団体協約が更新される時期とも重なっていた。団体協約の更新交渉が経営者団体の熾烈な反労働組合活動に妨害されて労働争議が激化する状況を憂慮した人民戦線ブルム内閣は、団体協約の効力と労働争議調停仲裁法の効力を6ヵ月間延させる政府法案を5月20日に下院へ提出していた。その政府法案は、後継した急進党の党首カミーユ・ショータン Camille Chautemps を首相とする中道右派の諸政党からも入閣した右寄りの内閣のもとで、同年12月31日まで法定効力を延長する7月18日法として議会を通過した。

首相ショータンも、労使両当事者の自律性に基づいて相互に尊重する合意に期待していて、同年9月と翌38年1月に CGT と CGPF の各代表団の労使交渉の会談を首相官邸で主催しようとしたが、二度とも CGPF に反対されて失敗

したので、延長された労働争議調停仲裁法の有効期間が満了する日の1週間前に、同法の効力をさらに1年間延長するとともに多くの制度改定をするための政府法案を議会に提出した。この政府法案は、団体協約の効力と労働争議調停仲裁制度の効力を1938年2月28日まで延長する法だけが、上院が容認する内容で1938年1月11日に議会を通過した。その4日後に政治的危機によって内閣が総辞職して、再びショータンが首相となった内閣には、1936年春の下院総選挙の結果と同じ基盤の上に成立した内閣であるが、フランス社会党からは1人も入閣していなかった。この時期に、人民戦線ブルム内閣の組閣後ほどなく実現された社会政策の法定諸制度の画期的な改革の白眉であった世界最初の週40時間労働法が、前年8月24日にデクレで設置された生産調査委員会の報告書をはじめとして、度重ねて規制緩和されている政策転換の動向にも注目されよう<sup>13)</sup>。

労使両当事者間の自立的な集团的合意による労働争議の調停が不可能になったと考えた首相ショータンは、政府による職業紹介所の創設、雇用と解雇の規制、および、「マティニオン協定」に基づいて創設されていた職場代表委員の権利と義務についての規定を主要な内容として、「現代労働法典」“Statule Moderne du Travail”を構成する6つの政府法案を1月21日に下院へ提出して、労働争議調停仲裁制度を改定して常設制度とする法だけが同年3月4日法として議会を通過した。同法は、法定手続の簡略化、仲裁人の裁量権の範囲の限定、上訴の管轄権の確定などを改定した。なかでも重要な法定制度の改定は、3月10日に成立した第2次ブルム内閣が同法の施行細則を4月2日に発令したデクレによって、仲裁制度と集团的労使関係のなかで発生する労働法上の諸問題を解決するために全く新しい型の裁判所として、集团的労使関係では最高の管轄権をもち、行政法と公法の事件について最高の裁判所であるコンセイユ・デ・タ、および、その他の事件での最高裁判所である破毀院 Cour de Cassatio と同等の地位をもつ高等仲裁裁判所 Cour Superieur d'Arbitrage が創設されて、労働争議仲裁制度の新しい展開方向にむけて担った役割である。この上訴裁判権をも

13) 拙稿「フランス人民戦線期の労働基準政策——その改革と経済的障害の軌跡——」、九州大学『経済学研究』第56巻5・6合併号、下山房雄教授・逢坂充教授還暦記念論文集、1994年、所収などで、その歴史過程の諸相を考察した。

った高等仲裁裁判所の裁判官には、職務指定である裁判長にコンセイユ・デ・タの副院長と、裁判長を補佐するコンセイユ・デ・タの部長、および、コンセイユ・デ・タの2名の裁判官と、高等裁判所から2名の裁判官、ならびに、高級官僚の2名を政府が法定手続に従って選任した。

1938年法に基づく労働争議調停仲裁手続による賃金調整の方式については、1936年法で仲裁人に賦与されていた無制限な自由裁量権の範囲を明確に限定した第10条の規定がもつ意味が重要である。1936年法のもとの仲裁人の無制限な自由裁量権の行使は、賃金調整の裁定内容に均質性と一貫性を欠く結果を招いていて、1938年法の議会審議の過程から上下両院で激しく論争されていた。首相ショータンは、労働組合運動が要求した自動的な賃金スライド制の導入に反対して、労働者が生きるために必要な最低生活賃金額を各産業部門の経済状態と調和する限度内で、生計費の変動に照応して増額させる必要があると主張したが、議会の保守派は、自動的な賃金スライド制にいくらかでも類似するような方式を全面的に拒否していた。こうした意見の対立から生まれたのが、1938年法の第10条の賃金調整規定である。それは、賃金の増額を消費者物価の上昇率に照応させる方式について明確な指針を仲裁人に与えることを主要な目的として、「最低生活賃」金額を調整するために必要な二つの条件を法定した。第1には、年4回公表される公式の生計費指数が、労使両当事者間で争点となっている賃金額が団体協約または仲裁裁定で決められた日から、少なくとも5%以上の変動率を示していなければならない、第2に、それらが前回に決定された日から6ヵ月間を経過していなければならないという条件である。ただし、生計費指数が10%を越えて増大する場合には、賃金調整が即時可能であるとされた。高等仲裁裁判所は、この二つの法定必要条件をかなり自由に解釈して、「最低生活賃」額は生計費の変動率に全面的に照応させて調整し、それ以外の賃金部分については部分的に調整することを、仲裁人の義務として裁定した。<sup>14)</sup>

1938年法の第10条の賃金調整規定は、生計費の変動にともなって「調整が必要となった賃金額を仲裁人が照応させなければならない」と抽象的に法規定しただけであって、その解釈をめぐって仲裁人の多くが法施行後数ヵ月間にわた

14) 高等仲裁裁判所裁決、*Droit Social*, I (1938), pp.307-8,348-49.



って躊躇していたので、高等仲裁裁判所が、こうした法規定の曖昧さによる混乱状況を打開するために、第10条の賃金調整規定についての解釈を、「第10条の規定はすべての賃金に適用されるのではなく、最低生活賃金 *minimum vital*、つまり労働者が生きていくために受け取らなければならない最低賃金に相当する賃金、もしくは、その賃金の一部に適合する。この最低生活賃金は基本賃金に相当するのであるが、その数値の算定は独立した審判人に任されている。それぞれの職業分野ごとに個別の数値と説明が用意される<sup>15)</sup>」と、8月1日に裁決した。それに先立って同年2月28日に、第2次ショータン内閣の労働大臣ポール・ラマディエ Paul Ramadier も、「調整する必要がある賃金は、生存賃金—労働者が生きていくために受けとらなければならない賃金—である<sup>16)</sup>」と、上院で答弁していた。そこに浮上したのが、高等仲裁裁判所の有権解釈による賃金調整の対象としての「最低生活賃金」という考え方である。

消費者物価が依然として急上昇傾向を続けていた状況のなかで、ストライキ件数もストライキ参加者数も同年春から激減していて、(第2表、第3表参照)、労働組合運動は生計費の増大過程にともなう最低賃金の増額を最重要課題として、高等仲裁裁判所が裁決した「最低生活賃金」の調整という考え方に満足していたが、首相が選任する審判人に賃金調整額の算定を委託する方式は、各産業ごとの賃金実態の差違を無視する結果となって、「団体協約によって確定された賃金の等級制を尊重しないことを意味したであろう<sup>17)</sup>」と、新しい賃金調整基準の運用がもった問題点を、その歴史研究の古典に書かれている。

第2次ブルム内閣は、フランス経済の恐慌局面から脱出するために、J.M. ケインズの著書『雇用・利子及び貨幣の一般理論』(1936年)から示唆をえて、イギリスの保守的な新聞 *London Times* までが「最高の傑作」と称賛した<sup>18)</sup> 経

15) 高等仲裁裁判所第284号裁決、*Sénat Annales du Sénat Débats Parlementaires*, aout 1, 1938.

16) *op.cit.*, pp.267-68.

17) J. colton, *ibid.*, p.91. 訳書92ページ。

18) *London Times*, 6, April 1938. Cite, Lacouture, *Léon Blum*, p.421, Le Seuil, Paris, 1984.

フランスの労働争議強制仲裁制度の軌跡

第2表 1935年1月～1939年8月のフランス、セーヌ県およびパリの生計費指数

	1935年	1936年	1937年	1938年
1939年				
指数				
生活費				
フランス, 1930年=100:a				
2月	...	...	96.5	113.2
5月	78.7	80.3	99.4	115.3
8月	...	...	103.8	117.2
11月	77.8	91.1	110.0	120.3
生活費				
セーヌ県, 1930年=100:b				
2月	...	...	98.5	118.4
5月	82.2	82.6	102.2	119.1
8月	...	...	106.9	118.6
11月	81.1	91.9	114.2	124.3
生活費				
パリ, 1930年=100:c				
2月	494	486	581	688
5月	490	497	606	692
8月	469	504	630	689
11月	478	540	658	722

- a 県生活費委員会によって計算された生活費指数の公式算術平均。この指数は算出された月の最初の2週間の平均価格を用いて、労働者階級4人家族の同一家計に基づいている。1939年まで全県で一つのほかはみな機能している委員会であった。1937年1月以前、生活費指数は半年ごとに報告された。それ以後年4回報告された。
- b セーヌ県生活費委員会によって計算された。注 a を参照。
- c 年平均4回に基づく。1939年1月以後、それ以前の年4回の指数は刊行を中止した。そのときまで、それらの指数はパリ、ボルドーそしてマルセイユについては出していた。

出典：Periodic reports in Bulletin de la Statistique de Generale de la France et du Service d' Observation des Prix, Supplement Mensuel, Vols. XX VI-XX VIII, 1936-39のなかの定期報告；Statistique Generale de la France, Les indices du cout de la vie(Paris, 1941)；A Sauvy, "Mecanisme et niveau des prix," in Charles Rist et Gaetan Pirou(eds.), De la France d'avant-guerre a la France d'aujourd'hui(Paris, 1939), pp.291-328.

Joel Colton, ihid,

cf., Joel Colton, op.cit., p.30.その訳書（前掲）31ページ。

第3表 フランスにおけるストとスト参加者、月別数値と年間総計

1936年～39年

月	1936年		1937年		1938年		1939年 <sup>a)</sup>	
	スト	スト参加者	スト	スト参加者	スト	スト参加者	スト	スト参加者
1月	50	8,739	267	39,485	53	5,983	…	…
2月	39	9,142	376	76,152	57	11,153	…	…
3月	38	12,127	245	40,280	73	67,277	…	…
4月	32	12,784	736	60,384	219	145,706	…	…
5月	65	13,727	586	72,633	57	9,819	…	…
6月	12,142	1,830,938	522	30,877	53	14,565	…	…
7月	1,751	181,471	375	22,794	47	29,452	…	…
8月	542	56,861	151	9,194	46	8,877	…	…
9月	789	135,151	130	17,966	68	39,818	…	…
10月	974	66,814	97	19,602	30	14,094	…	…
11月	363	51,501	78	19,587	60	31,507 <sup>b)</sup>	…	…
12月	302	43,589	117	17,683	17	13,717	…	…
合計	17,087	2,422,844	3,680	426,637	780	391,968 <sup>b)</sup>	…	…

a)本記録は、1939年にストがまったくなかったことを示している。

b)1938年11月30日のゼネストを含んでいない。

出典：ストに関する4半期報告から編集。Bulletin du Ministere du Travail, XL III(1936)  
-XL VI(1939)

cf. Joel Colton, *ibid*, p.110, その訳書(前掲)113ページ

済計画法案と財政全権委任法案を、上院で否決されて4月8日に総辞職していた。そして、急進党の党首エデュアル・ダラディエが、同党を中心に中道左派のポール・レノー Paul Renault らを含めて社会党からは一人も入閣していない内閣を組閣した。首相ダラディエは1936年に人民戦線ブルム内閣の副首相であったが、4月10日に成立したダラディエ内閣は、第2次世界大戦が切迫する脅威に備えて軍備の増強と軍需工業生産の回復を最重点課題としていて、軍需産業にたいする社会政策立法、とくに、週40時間労働制の適用を緩和する方針を組閣後ほどなく表明した内閣であり、この内閣の成立は、閣僚構成からみても人民戦線の政党連合がやがて分裂して壊滅する過程を決定づけた画期であったといえる。こうした状況変化の過程で、仲裁人は高等仲裁裁判所が賃金調整の方式を全般的に再検討する方針に従って、各産業部門、各職種ごとの最低賃

金額を推計するための基準として、団体協約で決められている基本賃金か、実際に支払われている現実賃金のどちらかを採用したが、各種の賃金統計データが不十分であったので、「最低生活賃金は、賃金調整の構造全体の基礎として役立つにはあまりにも解りにくく、恣意的で不正確なままであった<sup>19)</sup>」と、前掲した歴史研究の古典に書かれている。

1938年法の第10条の解釈をめぐる重要な争点は、さらに、団体協約で決められる基本賃金と、実際に支払われている現実賃金を、「最低生活賃金」とどのように関連づけるかという問題についてであり、当該産業の経済状態と賃金調整が調和しない場合の賃金調整のあり方についてであった。前者については、勤続年数や経験や仕事の上での技能という理由から最低賃金額以上を獲得している労働者のなかで、生計費の増高にもかかわらず賃金増額の資格を与えられない労働者もあった。後者については、当該産業が賃金調整による増額分を負担できないことを証明した時には、仲裁人が承認されるべき増額を減らすこともあった。しかも、その経済状態の立証責任が経営者側に置かれていた<sup>20)</sup>。それらの過程を総括して、「賃金調整の方式は、1936年法による制度以上には労働者の実質賃金を保護することができなかった。また労働者の実質賃金を増額させることが経済回復への主要な貢献となると考えていたマティニオン協定の精神に、従来どの制度よりも忠実ではなかった<sup>21)</sup>。」と、前掲書に書かれている。(第2表、参照)。さらに、11月には、第10条の賃金調整規定を修正するために家族手当を全国均一化するためのデクレが発令されて、翌39年4月21日に、超過勤務で獲得した報酬を考慮に入れて仲裁人が賃金調節するように賃金増額をさらに抑制するためのデクレが発令されている。

賃金調整によって賃金増額を抑制するための賃金抑制機構への変容過程で重要な争点となったのは、1936年法の施行直後から労使両当事者間で意見が厳しく対立していた強制仲裁制度のもとの労働者のストライキ権の許容限界という問題である。CGT はストライキ権がどのようにであれ制限されることを明

19) J. Colton *op.cit.*, p.95.

20) *Ibid.*, p.97.

21) *Ibid.*, p.101.

確に拒否して、CGPF はストライキが発生すれば労働が再開されない限り当該争議を強制仲裁制度へ付託することを拒絶した。政府は、ストライキが禁止されたのではないが、法定の調停仲裁手続きが徹底的に追求された後にはじめてストライキを許容されると主張していた。1936年法が議会審議された過程で、首相ブルムは労働争議総数の95%以上が調停の段階を越えないで解決されるであろうと予測したが<sup>22)</sup>、翌37年末に首相ショータンが争議総数の3/4が最初の調停段階を越えないで解決されたと上院で報告している<sup>23)</sup>。

高等仲裁裁判所の政府委員である労働法学者ピエール・ラロック Pierre Laroque 教授は、その諸過程を1939年7月に概括されて、「調停・仲裁に関する法律は、それほど抑圧的でないにしてもストライキ権の行使を著しく制約した<sup>24)</sup>」と書かれている。(第3表、参照)。それと関連して重要な問題は、団体協約の締結と更新の過程で発生する労働争議を法定手続きに従って強制仲裁するために、最初の協約交渉に対して仲裁人がもった管轄権の範囲である。1938年法が制定されるまでの制度発足後の14か月間は「マティニオン協定」の締結直後に調印された団体協約が1937年7月と翌38年1月の2度にわたって効力を延長されて、団体協約締結交渉の必要がなかったから、実践的に重要な問題とはならなかった。1938年法の第9条では、仲裁人が「法的性格をもつすべての集团的労働争議について、法の全規定に従って」、そして、「その他の集団労働争議、とくに、経済的性格をもつ労働争議の場合には衡平に」裁定しなければならないと法定された。この法規定について、高等裁判所が、1938年5月16日に、契約の自由という基本原則の尊重を保障するとともに、強制仲裁制度の効力を完全に無効としないための妥協的な解釈を裁定している<sup>25)</sup>。強制仲裁制度のもとでも、労使関係の基礎は自由な団体交渉制度に置かれていた。

22) Léon Blum, *Senat*, decembre 27, 1936, p.1783.

23) Camill Chautemps, *ibid.*, decembre 31, 1937, p.1457.

24) ピエール・ラロックの(結論), commissaire du gouvernement, dans Coour Superuure d' Arbitrage No. 1188, mail 19 1939, Syndicat du Papier Carton de Seine et Seine-et Oise; *Droit Social*, II (1939), p. 84.

25) 高等仲裁裁判所第41号裁決、1938年5月16日、Chambre syndicale des constructeurs de l'arrondissement du Havre, *Droit Social*, I (1938), p.252.

#### 4 労働争議強制仲裁制度の終局面の歴史的位相

フランスの労働争議強制仲裁制度の実施過程の終局面となったのは、1938年11月12日にダラディエ内閣が発令した42のデクレと、それに対抗してCGTが11月30日に組織した全国的規模のゼネラル・ストライキの諸結果である。第2次世界大戦が切迫する脅威に備えて軍備の増強と軍需工業生産の回復を最重点課題としたダラディエ内閣は、「工場占拠」ストライキをおこなっている労働者に対して容赦のない措置をとるとともに、さき書いたように、同年春から夏にかけて軍需工場に対して社会政策立法、とくに、週40時間労働制の適用をする政策を、フランス社会党とフランス共産党の猛反対を押しきって強行した。5月5日には本位貨フランの大幅な平価切下げを実施して、中道派の入閣を歓迎する資本の還流もはじまって、フランス経済の景気回復過程を阻害していた内外価格差もようやく解消された。9月29日には、ミュンヘンでヒトラー、ムッソリーニ、チェンバレンとダラディエとの独伊英仏の四国の首相会談が開かれて、フランス政府は、この「ミュンヘン協定」によって、同盟国チェコスロバキアを見捨てて、ドイツへのズデーテン地方の割譲を代償に、ヨーロッパの平和を維持しようとした。フランス共産党がこの「ミュンヘン協定」の締結に反対して人民戦線運動の建て直しを意図したのに対抗して、急進党首で首相であるダラディエは、11月10日に同党を人民戦線の諸政党と諸団体の全国中央組織である人民連合全国委員会から脱退させた。その過程で、法務大臣から大蔵大臣に転じたポール・レノーが、週40時間労働制の適用緩和、48時間労働制の容認、超過勤務手当の減額、雇用・解雇の規制条件の緩和をなど実施する42のデクレ・ロワを11月12日に発令した。その重要な一貫に、強制仲裁制度についても仲裁裁定の違反者に罰金を賦課したデクレがある。

仲裁裁定の違反者に対する制裁規定として賦課された罰金強制は、当該事件の仲裁人が不服従期間の罰金の累積的な支払いを命じて、裁判所がそれを強制する制度である。労働者側にとっては、1人または数人の労働者が仲裁裁定に服従しなければ、個別的雇用契約に違反した非合法と見做されて、解雇または

解雇予告と、退職手当および累積的な休暇時間に対する保障の自動的な喪失を意味する制度であった。さらに、経営者団体に課された罰金を政府が徴収するように労働組合が要求すると、大蔵大臣レノーが法には何も規定していないと公言して拒絶したことや、集金された罰金を寄託されることになっていた社会福祉法人をダラディエ内閣が設置しなかったことなども、見逃せないであろう。ダラディエ内閣のそうした政策動向を総括して、「1938年に導入された制裁措置は、多くの点で労働者にとって不利になるように歪曲されて、容易ならざる潜在的な危険性をはらんでいた。使用者にとって不利に導入された罰則でさえも、この罰則をダラディエ内閣が効果的なものにしなくなかったので、効力のないものに歪曲された<sup>26)</sup>」と、前掲した歴史研究の古典に書かれている。

労働争議強制仲裁制度の運用は、こうした状況のなかで、1938年11月から翌39年9月にフランスが第2次世界大戦に参戦するにともなって労働争議調停仲裁法の効力を停止するまでの10ヵ月間にわたって、きわめて不自然な雰囲気のみで機能した。11月12日のダラディエ＝レノーのデクレ・ロワの政策は、11月14日から17日までナントで開かれた CGT の第25回全国大会に対する真っ正面からの挑戦であった。この CGT 年次大会は、ヨーロッパの平和、労働組合運動の独立、ダラディエ＝レノー政令への反撃を中心課題としたが、CGT の指導部と加盟労働組合の多くに主要な三つの傾向が広がっていた。その最有力な潮流は CGT 左派の旧 CGTU 系の指導的な幹部によって代表されていて、それに対抗して1936年10月から雑誌 *Syndicat* を発行していた副書記長ルネ・ブラン René Belin らが代表するサンディカ派と、書記長レオン・ジュオーが代表する中間派とである。ダラディエ内閣の内政と外交の反人民戦線政策がもたらす諸結果に対する労働者の抵抗は、旧 CGTU 派が指導するパリ機械金属産業労働組合や CGT ノール県支部などをはじめとして、11月初旬から各地で激烈なストライキ行為を展開していた。全国大会で、社会政策立法を後退させて労働者の利益に打撃を与えているデクレ・ロワの政策に抗議する行動を組織することを委任された CGT の書記局と執行委員会は、11月30日に全国一斉に24時間ゼネストを行なうことを決定して25日に発表した。政府は、その数日前から首相

26) J. Colton, *ibid.*, 237.

ダラディエが政府と警察と軍の高級官僚と対策会議を重ねていた。

首相ダラディエは、鉄道、炭鉱、都市輸送機関を含むすべての公共機関を事前に挑発して、それらの産業で働いている労働者と政府の公務員に対して、CGTのストライキ計画に参加する者にはすべて厳罰で制裁すると警告した。全国ゼネストは計画通りに実施されたが、政府の迅速な対応と、労働組合運動の内部に広がっていた諸潮流の分裂とによって、ストライキ参加労働者数もきわめて少なく屈辱的な敗北に終わった。(第4表、参照)。CGTのストライキ指令に従った政府雇用の公務員は厳罰に処せられて、その多くが解雇された。民間産業でも、約77万5千人の労働者が解雇されて復職を要求したが、2万4千人以上が復職を拒絶された。CGT書記長ジュオーがフランス銀行の理事の職を放棄しなければならなくなったように、ストライキを指導したり関与したすべての組合指導者は公職を奪われた。CGTの組合員数は、1937年の5千3百万人から第2次世界大戦前夜の約2百万人にまで激減している<sup>27)</sup>。

第4表 フランスにおけるストとストライキ参加者の比較

年間総数 <sup>a)</sup>	1921年～30年の平均と1936年～38年			
	1921年～30年の平均	1936年	1937年	1938年
スト	940	17,097	3,680	780
スト参加者	303,340	2,422,844	426,637	391,960
不就労日	4,251,300	...b)	...b)	2,448,614
月間平均 <sup>c)</sup>				
スト	78	...d)	307	65
スト参加者	25,278	...d)	35,553	32,664
不就労日	354,275	...b)	...b)	204,051

a) 1921年～30年については年間平均総数。

b) 資料入手不可能。

c) 1921年～30年については、各年ごとに計算された月間平均を基にした平均。

d) 1936年の月間平均は、1936年6月の異常なスト状況のために誤解のおそれがあるだろう。

出典：1921～30年については、Institut Scientifique de Recherches Economiques et Sociales, *L'Evolution de l'Economie Francaise, 1910-1937* (Paris, 1937), "Mouvement des Greves en France," Planche 36. 1936年～38年については、第3表と同じ。

cf. ,Joel Colton, cp, cit., p,111,その訳書(前掲)114ページ



労働組合運動の指導者たちは、労働者の復職を確保するために強制仲裁制度に期待して、解雇が集团的労働争議を構成するもので仲裁制度の管轄権のもとにあると主張したが、CGPF は、政治的な動機から引き起こされたゼネストは仲裁法の適用範囲に入らないと主張して譲らなかった。首相ダラディエも、政府に反対して CGT が指導した政治ストであるから強制仲裁制度は管轄権をもっていないと主張した。仲裁人の多くも、管轄権の不存在を宣言して、解雇が集团的労働争議ではなく個人的な争議であると主張した。また、管轄権を受入れた仲裁人も大多数が解雇された労働者の復職を拒否した。1939年2月15日に、高等仲裁裁判所はこうした状況を最終的に解決するために解雇と復職の要求は集团的争議に相当すると裁決した<sup>28)</sup> が、特別な理由なしに仲裁人が復職を命じた場合に高等仲裁裁判所は裁決を無効にしている。1938年12月から翌39年を通じて、強制仲裁制度に対する労働者の不満は、1938年法の第10条に基づく賃金調整が賃金の増額を抑制する賃金抑制機構へ変容した過程と、翌39年にダラディエ＝レノー政令によって追加された新しい制限をめぐって高まった。1935年2月の CGT ノール県支部の会議では、強制仲裁制度を「労働運動に着せられた拘束服」であると或る組合幹部が批判して<sup>29)</sup>、この組合の書記長も、「もし仲裁制度が現状のような反動的な道具となるであろうと予測できていたなら、われわれはこれに賛成することを拒否したであろう<sup>30)</sup>」と発言している。

フランスの労働争議強制仲裁制度の実施過程がたどった軌跡は、「強制仲裁制度が労働者の獲得物として無条件に分類できるということは少しも確実ではなかった。とくに、1938年法——賃金調整条項——がもった最も重要な側面の完全な意味は、その時まで労働者に知られていて、広範囲に及んだ失望の的であった<sup>31)</sup>」と、繰り返して引用する歴史研究の古典に書かれている。1939年

27) Ehrmann, *ibid.*, p. 57, p. 124.

28) Cf. , CSA Nos. 1036 and 1065, April 5, 1939, Etablissement Doitteau, *ibid.*, p. 715; and cf. *Peuple*, March 13, 1939.

29) Gauthier, minutes of congress, Union departmentale du Nord, *Peuple*, February 26, 1939.

30) Georges Dumoulin, *ibid.*

31) J. Colton, *ibid.*, p. 149.

## フランスの労働争議強制仲裁制度の軌跡

9月1日にダラディエ内閣が総動員令を発令してフランスが第2次世界大戦に参戦するとともに、同日に発令されたデクレ・ロワによって労働争議強制仲裁制度の機能が無期限停止されて、団体協約のなかの賃金調整条項がもつ効力も停止された。その後に来たのが、1940年6月の第三共和制フランスの屈辱的な崩壊とナチス占領下のヴィシー政権による対ナチス協調政策の強制である。

## おわりに

フランスの労働争議強制仲裁制度の実施過程を、政府がこの制度を運用して労使双方の利害関係の対立を法定手続に従って強制的に和解させるために、賃金調整と労使関係規制を課題とする仲裁裁定の執行が担う役割を、フランス経済の恐慌局面で致命的な方向へ変容させた政策推転過程の特徴的な動態の諸相について考察した。この制度が1936年12月31日に公布された労働争議調停仲裁法に基づいて成立した過程は、同年秋からの経営者団体の熾烈な反労働組合活動を規制して、労働争議の長期化を嫌悪する都市中間層や農民層の離反傾向の広がりを緩和させるために、9月25日のCGT全国評議会で決議された立法要請を有力な契機とするものであった。それにもかかわらず、1938年秋からは、この制度の導入を最初に強く支持した有力な労働組合から労働争議強制仲裁制度の撤廃を要求する運動が高まった。そして、11月30日には、週40時間労働制の適用緩和をはじめとするダラディエ内閣の反人民戦線政策と、同年9月25日の「ミュンヘン協定」の締結とに反対して、労働者の生活と権利を守りヨーロッパの平和を維持するために、CGTが指導した全国各産業部門にわたるゼネラル・ストライキが、ダラディエ内閣によって弾圧されて壊滅し、経営者団体の反労同組合活動が強硬に進められたのであった。そこに見る動態は、この法定制度が成立して担った役割から、それを致命的な方向へ変容させた諸過程のすべてを含めて、1930年代の世界経済恐慌期に、恐慌下のフランスで国内外からのファシズムの脅威に対抗して社会的に高揚した人民戦線運動が、経済過程

から累増した障害に耐えきれないで、ヨーロッパの国際関係が隣国ドイツのナチスに侵犯されて破局的に緊張した環境のなかで、慌ただしく衰退した諸過程と連動した政策推転の軌跡であったといえる。それは、人民戦線運動による多数者の社会的連帯を支える最大の主力であった統一的な労働組合運動の生活防衛の諸要求と社会的権利保障の諸課題を、恐慌下で抑圧した社会政策の展開様式の暗転過程を表象した政策経験の見逃せない典型的な例証の一つである。

フランス経済の恐慌局面で成立した人民戦線ブルム内閣が、1936年6月7日深夜の「マティニオン協定」の締結に続いて、実現した社会政策の法定諸制度の画期的な改革が担った歴史的役割の大きさに注目して、最近の拙稿で、「1936年10月1日通貨法によるフランの平価切り下げ政策の諸結果と、同年12月31日法によって成立した労働争議強制調停仲裁制度の実施が導いた帰趨との相互の関連に、人民戦線ブルム内閣の社会政策の画期的な改革諸制度がめざした課題の再構成過程を見いだしたい<sup>32)</sup>」と書いたことがある。(第5表、参照)。さらに遡って、それはまた、その栄光と挫折の諸過程を回顧して、そこに、フランスの人民戦線運動を進めた諸政党と諸団体の指導と同盟の動態が、反ファシズム議会制民主主義擁護の課題を達成するために、多数者の社会的連帯をめざして、1930年代の世界大恐慌の衝撃によって規定されたフランス経済の恐慌局面から脱出する課題にむけて策定した経済回復構想が、この運動の社会的形成と高揚の諸過程でもった歴史的位相とその性格に注目する必要を浮上させる。本稿で考察した内容も、こうした課題意識に基づいていた。

最後に、ナチス占領下のフランスでヴィシー政府が第三共和制フランスの議会政治の代表者たちを断罪した1941年のリオン裁判で、1936年の人民戦線内閣

32) 前掲拙稿「大恐慌期フランス社会政策の改革と障害——人民戦線ブルム内閣の政策経験——」前掲所収誌、110ページ。また、1936年10月1日通貨法による本位貨フランの金本位制離脱と平価切り下げ政策がもった歴史的位相については、拙稿「世界大恐慌の衝撃とフランス通貨政策——1936年のブルムの実験」の暗転契機——、大阪経済法科大学『経済学論集』第22巻1号、1998年所収で考察した。関連して、拙稿「フランス人民戦線内閣の社会経済政策の障害——1936年秋の平価切り下げ政策と労使関係——(1)」大阪経済法科大学『経済学論集』第20巻1号、1996年、所収が、東京大学『史学雑誌』第103編3号、1997年の特集「1996年度の歴史学界の回顧と展望」のなかで、懇切にご紹介いただけたことにも、厚く感謝したいと思う。

第5表 フランスでの労働争議の自主的な解決と公的手続きによる解決、

1937年～1939年7月

期 間	解決された 全争議件数	独自の手段 による解決		公式手続 への提起 <sup>a)</sup>		独自手段および単純 調停による解決 <sup>b)</sup>	
		件数	%	件数	%	件数	%
1936年法							
1937年1月 ～1938年4月 <sup>c)</sup>	9,631	3,432	36	6,199	64	6,042	63
1938年法							
1938年5月 ～1938年12月	2,846	969	34	1,877	66	1,624	57
1939年1月 ～1939年7月	2,217	483	22	1,734	78	801	36
合 計	14,694 <sup>d)</sup>	4,884	33	9,810	67	8,467	58

a) 単純調停（県調停委員会）、さらなる調停および仲裁に付託された争議を含む。

b) 独自に解決された争議と単純調停（県調停委員会）の権限内で解決された争議の合計。

c) 1938年3月4日法のもとでの機構は、1938年4月20日の法令後まで効果を発揮しなかった。この理由で、1938年4月の統計は、1936年法のもとへ含まれる。

d) さらに874件の未解決な争議があって、これは報告された15,568件の全争議に含まれる。

出典：Bulletin du Ministère du Travail, XL V (1938年), p.318-21, 431-32; XL VI (1939年), p.65-70; および Revue Française du Travail, 1(1946年), p.443-46 で公表された資料から、収集され、導き出された。

cf., Joel Colton, *ibid.*, p.114, その訳書（前掲）117ページ

の首相であったレオン・ブルムが、彼が主導した内閣の栄光と挫折の政策経験を回顧した法廷証言のなかの著名な一句を引用して、結びに代えたいと思う。それは、1930年代の世界大恐慌の衝撃によるフランス経済の恐慌局面から脱出するための政策課題を、フランスの経営者層が理不尽に妨害して、彼らがナチス・ドイツに敗北して統治の正統性を放棄した責任を、告発した法廷証言である。そこでは労働争議強制仲裁制度の成立過程が担った役割についても、「われわれは、調停と仲裁が試みられる前のストライキとロックアウトを禁止する調停仲裁法を両院が通過させることを目撃した。…一つの法的仲裁制度が公共生活に徐々に導入されたのである。」と言及されていた。そして、「一世紀半にわたってフランスを支配してきたのは、文字どおりブルジョアジーである。大

戦間期に経験した明白な例外は、全くの幻想であった。……選出された下院を人民の大多数が掌握しているように思われた時でさえ、なおもブルジョアジーはそれをただ一時的な恐怖に押しとどめようとして、恐怖が鎮静された後に彼らの実行力を再び復活させるために抵抗の諸方策を管理していた。……間違いなく、国民が一般の民衆を代表する真に改良主義的な政府を選出したそれぞれの時点で、支配者であるブルジョアジーは、すばやくそれを拒絶して、それを異質物であるかのように排除してきた<sup>33)</sup>」と。

---

33) Léon Blum, *L'échelle humaine*, pp. 76-8, Gallimard, Paris, 1945.